

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項 : 第6条第3項
処 分 の 概 要 : 保管場所標章の再交付
原権者(委任先) : 警察署長
法 令 の 定 め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条 (保管場所標章の再交付)
審 査 基 準 : 審査基準が法令の定めに尽くされている処分であることから、 審査基準を定めることを要しない。
標 準 処 理 期 間 : 1 日
申 請 先 : 申請は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課にしてください。
問 い 合 わ せ 先 : 交通部交通規制課規制総務係 (電話059-222-0110)、警察署 交通課
備 考 :